



長野県報

3月4日(木)
令和3年
(2021年)
第184号

目 次

規 則

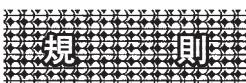
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	2
--	---

告 示

長野県看護職員修学資金貸与規程の一部改正（医師・看護人材確保対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	3
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	3
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録辞退の届出（介護支援課）	4
公共測量の実施（建設政策課）	4
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除（2件）（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（3件）（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（砂防課）	6
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（3件）（砂防課）	6
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課）	7
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	7
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	7
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8
政見放送及び経歴放送実施規程に基づく参議院長野県選出議員補欠選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（選挙管理委員会）	8
政見放送及び経歴放送実施規程に基づく参議院長野県選出議員補欠選挙において手話通訳を付して政見を録画する放送事業者（選挙管理委員会）	8
道路交通法に基づく運転免許取得者教育の認定の変更届出（東北信運転免許課）	8

公 告

環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書の作成及び縦覧（都市・まちづくり課）	9
都市計画案の縦覧（2件）（都市・まちづくり課）	9
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	10
参議院長野県選出議員補欠選挙の立候補手続等に関する説明会の開催（選挙管理委員会）	10
特定調達契約に係る落札者の決定（医療政策課）	11
正 誤（砂防課）	11



公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月4日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第10号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

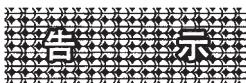
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「地方職員共済組合長野県支部」を「全国知事会 地方職員共済組合長野県支部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第88号

長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の一部を次のように改正します。

令和3年3月4日

長野県知事 阿部 守一

第2条中「身体が強健で」を削り、同条第1号中「(コにあつては、助産師の業務に限る。)」を削り、同号のア中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された市町村の」を「別表に掲げる」に改め、同号のコを削る。

第6条第1号中「(様式第2号)」を削り、同条第3号中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) その他知事が必要と認める書類

第9条中「毎月」を「各年度分を4分して、各四半期の期間中に当該四半期分を」に改め、同条ただし書中「数か月分を」を「当該交付に係る年度分に限り2以上の四半期分」に改める。

第12条第1項第2号、第4号及び第5号中「コ」を「ケ」に、同条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第13条第1項第1号及び第4項中「コ」を「ケ」に改める。

第14条第1項中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第15条第2項第1号中「コ」を「ケ」に改める。

第16条中「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第18条第1項中「様式第7号」を「様式第6号」に、同条第2項中「様式第8号」を「様式第7号」に改める。

第19条第1項中「様式第9号」を「様式第8号」に、同条第2項中「様式第10号」を「様式第9号」に改める。

第20条中「コ」を「ケ」に、「様式第11号」を「様式第10号」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

本則の次に次の別表を加える。

(別表) (第2条関係)

長野市（旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村、旧上水内郡鬼無里村、旧上水内郡信州新町及び旧上水内郡中条村の区域に限る。） 松本市（旧東筑摩郡四賀村、旧南安曇郡奈川村及び旧南安曇郡安曇村の区域に限る。） 飯田市（旧下伊那郡上村及び旧下伊那郡南信濃村の区域に限る。） 伊那市（旧上伊那郡高遠町及び旧上伊那郡長谷村の区域に限る。） 大町市（旧北安曇郡八坂村及び旧北安曇郡美麻村の区域に限る。） 飯山市 塩尻市（旧木曾郡植川村の区域に限る。） 佐久市（旧北佐久郡望月町の区域に限る。） 南佐久郡のうち小海町、南相木村及び北相木村 小県郡長和町 上伊那郡中川村 下伊那郡のうち阿南町、阿智村（旧下伊那郡浪合村及び旧下伊那郡清内路村の区域に限る。）、平谷村、根羽村、壳木村、天龍村、泰阜村及び大鹿村 木曾郡 東筑摩郡のうち麻績村、生坂村及び筑北村 北安曇郡小谷村 下高井郡 上水内郡信濃町及び小川村 下水内郡

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とする。

様式第4号の注中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同様式を様式第3号とし、様式第5号を様式第4号とし、様式第6号を様式第5号とし、様式第7号を様式第6号とし、様式第8号を様式第7号とし、様式第9号を様式第8号とし、様式第10号を様式第9号とし、様式第11号を様式第10号とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。